

## 「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」改定案に対するご意見とそれに対する県の考え方

### 1 意見募集期間

令和8年1月17日（土）～令和8年2月15日（日）

### 2 意見数

9件（意見提出人数 5名）

### 3 意見の概要及び意見に対する回答

下表のとおり

#### ○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	2件
②既に反映しているもの：意見や提案内容が既に反映されているもの。	3件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	4件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施設の取組方向等と異なるもの。）	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件

○対応状況別意見数

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	<p>森林や田畑を破壊して作るメガソーラー発電所は断固として反対です。ぜひ正しい規制を行っていただき、これ以上メガソーラー発電所を増やさないようにお願い致します。</p> <p>また今回の件からは逸脱するかもしれませんが我々の電気料金から徴収されている再エネ賦課金についても森林破壊や環境破壊を行いながら作られるメガソーラー発電所を作っていく現行制度についても辞めていただきたい。なぜ中華製パネルを広める為に我々が負担を強いられるのか理解できません。</p> <p>ぜひ三重県から全国に発信できるような画期的な施策で正しいソーラーパネルの推進をしてほしいと思います。</p>	③	<p>国において、メガソーラーに関する自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じていることをふまえ、地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要があることから、令和7年12月に不適切事案に対する法的規制の強化等の柱を含む「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」をまとめたところです。県としてはメガソーラーを推進しているわけではありませんが、こうした国の動向を注視しながら、本ガイドラインに基づき地域と調和のとれた太陽光発電施設の適正導入を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、再エネ賦課金については、「固定価格買取制度（FIT制度）」の一環として設けられた国の制度であり、国において再エネ賦課金のあり方等を検討しているところです。</p>
2	4 ガイドラインの適用対象施設	<p>（対象施設）の記載において、「また、実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置する場合は、それらの出力の値を合算したものとす。」とあるが、複数施設の出力を合算する場合について、どのような事案を想定しているのかが不明瞭であるため、改善してほしい。</p>	①	<p>複数施設の出力の合算に係る規定は、出力50kW以上の施設を設置する場合に説明会の開催となる基準に関して、事業者が施設を小規模に分割し、説明会の開催を意図的に回避することなどを防止するために定めたものです。</p> <p>ご意見をふまえて、（対象施設）において、合算する場合について、具体的な記載に修正します。</p>

3	全般	<p>現在の太陽光発電導入に係る情勢は、先行自治体での環境破壊や地域紛争という「失敗」が顕在化した後、かつ国がメガソーラー規制と次世代技術（ペロブスカイト太陽電池等）への転換へと舵を切った転換点に位置しています。</p> <p>本改定案は、単なる事後的規制に留まらず、アレクサンダー・ガーシェンクロンの「相対的後進性仮説」、「大川・ガーシェンクロン仮説」及び経済安全保障の観点に基づき、陳腐化しつつある旧式技術（シリコンパネル）による大規模開発を抑制し、次世代の「適正導入」を見据えた戦略的な内容へと昇華させるべきです。</p>	②	<p>本ガイドラインは地域と調和のとれた太陽光発電施設の適正導入を進めることを目的としています。</p> <p>また、薄く、軽く、柔軟な特徴を持ち、日本発の次世代技術として世界が注目するペロブスカイト太陽電池について、県内産業の新たな展開・成長の可能性を見据えて、県内での導入に向けた実証等の取組を進めているところです。</p>
4	5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項 (1) 企画立案時	<p>ガーシェンクロンの「相対的後進性仮説」によれば、後発者の最大の利益は、先行者が陥った「古い技術体系への過剰投資」をスキップし、最初から最先端の技術を導入することにあります。国が規制に転じている今、補助金に依存した旧式メガソーラーを導入し続けることは、後発者の利益を放棄し、他国の陳腐化技術の「処分場」となることを意味します。三重県は、次世代技術が社会実装されるまでの間、戦略的に山地等の開発を「待機」させるべきです。</p> <p>現在主流の海外製シリコンパネルを用いた大規模太陽光発電は、数年以内にペロブスカイト太陽電池等の次世代技術に代替される「技術的陳腐化」の過程にあります。安易な大規模開発の許可は、将来的に県内に膨大な「座礁資産（非効率で廃棄困難な負の遺産）」をロックインさせるリスクがあります。</p> <p>つまり、ガイドラインに「将来的な技術転換の容易性」および「廃棄フェーズにおける経済的・環境的責任の明確化」を厳</p>	③	<p>現在、国では次世代太陽電池の開発・導入の強化や長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進などの地域共生型への支援の重点化に向けた検討を進めています。県としては国の動向を注視しながら、ペロブスカイトをはじめ次世代型太陽電池の導入に向けた取組や地域と調和のとれた太陽光発電施設の適正導入を進めていきたいと考えています。</p>

	<p>格に問う項目を追加すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「技術更新計画書」の提出義務化</li></ul> <p>事業計画の審査において、設置から 10～15 年後の技術的陳腐化を見据え、最新技術（ペロブスカイト等）へのリプレース、または完全撤去・再自然化のシミュレーションと資金確保計画の提出を義務付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模山地開発の「暫定的凍結」と「ゾーニング」</li></ul> <p>次世代の低負荷型技術（軽量パネル等）が普及するまでの間、大規模な森林伐採を伴う案件については、既存の規制値よりも厳しい「立地不適格基準」を適用し、実質的な待機措置（モラトリアム）を講じること。</p>		
--	---	--	--

5	<p>5</p> <p>事業者が実施する遵守事項、推奨事項</p> <p>(1)</p> <p>企画立案時</p>	<p>経済安全保障の観点から、主要部材（パネル、パワーコンディショナ等）の調達先および保守システムの安全性に関する確認条項を新設すべきです。特に、以下のリスクを精査する基準を設けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使命 <p>県民のライフラインである電力供給の「自律性」確保。</p> </li> <li>・セクター <p>基幹インフラとしての電力網への、脆弱な海外製システムの混入防止。</p> </li> <li>・状況 <p>特定国への部品依存、および遠隔制御システムを通じたサイバー攻撃（バックドア）リスクの排除。</p> </li> <li>・要素 <p>供給途絶リスクのある原材料の排除、および廃棄時の有害物質含有量の透明性。</p> <p>・「サプライチェーン透明性レポート」の提出 <p>使用するパネルおよびパワーコンディショナの製造国、主要原材料（ポリシリコン等）の調達先、およびソフトウェアのセキュリティ対策に関する報告書の提出を求めること。</p> </p></li> <li>・サイバーセキュリティ・セーフガード」の規定 <p>遠隔制御機能を持つシステムに対し、不正アクセスや外部からの遮断リスクに対する防御策（バックドア対策）の有無を技術基準として確認し、基準を満たさない海外製品の安易な導入に警鐘を鳴らす条項を設けること。</p> </li> </ul>	③	<p>太陽光発電システム等の安全性確保については、現在、国において、サイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化などの検討を進めているところです。県としては国の動向を注視しながら、本ガイドラインに基づき地域と調和のとれた太陽光発電施設の適正導入を進めていきたいと考えています。</p>
---	---	--	---	--

6	6 地域との共生を図るために事業者を求める対策	<p>大川一司氏が説く「社会的能力」とは、新しい技術を単に導入するだけでなく、それを社会が受容・管理・維持する組織的能力を指します。外部資本による「設置しっぱなし」のメガソーラーは、三重県の社会的能力を向上させるどころか、地域コミュニティの分断と管理コストの押し付けを招きます。ガイドラインには、地域への直接的な経済還元と、非常時の自律的運営（マイクログリッド化）を評価基準として明文化すべきです。</p> <p>太陽光発電の導入を、単なる「外部資本による設備投資」としてではなく、地域社会が自律的にエネルギーを管理する「社会的能力」の構築として捉え直すべきです。具体的には、「県内企業・住民が主体とならない、または収益の大部分が県外・国外へ流出するモデル」については、行政指導および立地規制を強化する規定を設けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域便益協定（CBA）」の締結と評価指標の導入</li> </ul> <p>事業者に対し、地元自治会や地元企業との間で、災害時の電力供給（非常用電源）、売電収益の一部積み立て、地元雇用等の具体的内容を含む「地域貢献協定」の締結を強く推奨（又は義務化）し、その内容を県の認定基準に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「運営責任者の常駐・近接」要件</li> </ul> <p>保守点検・維持管理の項目は存在するものの、設備のトラブルや災害時に即時対応できるよう、県内または近隣自治体に保守・点検の責任者を配置することを適正運営の必須要件としてガイドラインに明記すること。また、災害等発生時に迅速に駆けつけ現地対応が可能な態勢の構築の推奨（努力義務）項目を追加すること。</p>	②	<p>本ガイドラインの「5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項」において、撤去処分時の廃棄等費用については、事業計画の策定及び事業運営において、事業の収益等から計画的に確保することを求める旨を規定しています。</p> <p>また、今回のガイドライン改定により、事業者に提出を求める事業概要書において、関係法令およびガイドライン違反が確認された場合は速やかに是正措置を講ずること、設備のトラブルや災害時等住民の不安の声が寄せられた場合は誠意をもって対応することを、新たに事業者に宣誓させる項目を追加する予定です。</p>
---	----------------------------	--	---	---

7	全般	<p>河川や水源に関する区域設定が甘すぎると思います。太陽光パネルは破損すると有害物質が流れ出て土壌汚染や水質汚染につながります。</p> <p>また、近年熊の出没が多いのは、メガソーラーに原因がある可能性も指摘されています。河川や水源、森林や山林への太陽光パネルの設置はもっと厳しくしてほしいです。設置するのに適当でない区域（区域設定①）をもっと増やしてください。むしろ、自然破壊を伴う太陽光パネルの設置は禁止してほしいです。</p>	②	<p>本ガイドラインでは、発電設備の設置に適さない土地があることを考慮し、事業者に事業実施に適しているのか十分検討してもらうために、土地の選定・開発計画の策定にあたり、十分な考慮が必要な区域（①～③）を設定します。区域設定①は、関係法令・条例に基づき開発行為が厳しく制限される区域等になりますので、関係法令や条例の規定に応じて追加していくことになります。</p> <p>①設置するのに適当でない地域  ②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域  ③その他設置にあたり県又は市町への相談・配慮が必要な区域</p> <p>なお、自然環境の保護や安全性の確保の観点での法的規制の強化等については、現在、国において検討を進めているところです。県としては国の動向を注視しながら、本ガイドラインに基づき地域と調和のとれた太陽光発電施設の適正導入を進めていきたいと考えています</p>
8	5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項 (1) 企画立案時	<p>三重県のこれまでの太陽光発電に関するガイドラインは50kW以上が対象だったので49.5kWの施設が大量に見受けられたり、わざと分割するような案件も見受けられました。またnonFITの施設が増えたため、住民に説明もなくいつの間にか近所や農地が次々ソーラーパネルに変わっていききました。できればさらに不適切案件がたくさん出てからではなく、この時点で山梨県や全国300以上の自治体のように条例を制定していただきたいです。以上の点についてご検討よろしく願いいたします。</p>	③	<p>条例化に関しては、本ガイドラインの中でも、行政指導が守られない事例が積み重なった際に、条例化の検討を進める旨を明記します。そのうえで、条例を制定する場合は、山梨県をはじめとする他自治体の取組状況や、ガイドラインの運用状況、県内地域の実態等を丁寧に検証した上で、実効性のある仕組みの構築が必要という認識です。</p>

9	5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項 (1) 企画立案時	<p>ガイドライン改定で対象を10kW以上に広げていただけるのは望ましいですが、50kW未満の施設は説明会ではなく事前周知措置なので、今までとそれほど変わらないように思います。</p> <p>また、50kW未満の場合、説明や事前周知措置をしなければならぬ範囲が、施設からの距離が100m以内に居住するもの、とありますが、農地などの場合100m以内に誰も住んでいないことがほとんどです。田舎は農地を発電施設にすることが多いので、説明会も事前周知のないまま済んでしまうことが予想されます。以上の点についてご検討よろしく願いいたします。</p>	<p>①</p> <p>ご意見をふまえて、5(1)企画立案時において、説明会対象に住民のみならず、土地や建物の所有者を追加します。</p> <p>なお、今回のガイドライン改定により、FIT・非FITの別を問わず、出力10kW以上の太陽光発電施設を対象として、事業者に対し、説明会又は事前周知措置の実施を求めるとしました。これにより、これまで十分に対応できていなかった小規模施設や非FIT施設についても、地域住民への情報提供や地域との関係構築を図られると考えています。</p> <p>一方で、50kW未満の施設については、国のFIT制度においても、事業規模や事業者の負担とのバランスを考慮し、説明会ではなく事前周知措置を基本とする整理としていることから、本ガイドライン対象の非FITについても、この整理と整合を取るようにしています。</p> <p>また、農地については、周辺農地の営農環境への影響や周辺農地の所有者や耕作者の理解を得ることを事業者に求めており、その旨をガイドラインに盛り込みます。これにより、事業者による住民説明の徹底につながり、住民理解は確保されと考えていますが、十分理解が得られるかどうかは、今後ガイドラインを運用する中で、改めて確認していく必要があると考えています。</p>
---	--	---	---